

秋田県告示第404号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業、区画漁業及び定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

平成25年9月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

- 1 公示番号 共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	えご漁業	〃

(2) 漁場の位置 山本郡八峰町八森地先

(3) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第15号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設置した標柱

ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点

イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設置した標柱から220度31分4,000メートルの点

ウ 基点第15号から270度16分4,000メートルの点

基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設置した標柱

- 3 関係地区 山本郡八峰町八森
- 4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日
- 5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
- 6 免許予定日 平成26年1月1日

第2

- 1 公示番号 共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃

	なまこ漁業	〃
--	-------	---

(2) 漁場の位置 山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第15号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設置した標柱

ア 基点第15号から270度16分4,000メートルの点

イ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設置した標柱から270度16分4,000メートルの点

ウ 能代市と山本郡三種町との境に設置した標柱から282度16分4,000メートルの点

エ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

オ 米代川河口左岸に設置した標柱

カ オの点から282度00分1,980メートルの点

キ クの点から36度00分2,240メートルの点

ク ケの点から102度00分1,300メートルの点

ケ コの点から13度30分2,565メートルの点

コ サの点から282度00分4,260メートルの点

サ シの点から192度30分2,420メートルの点

シ オの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱

3 関係地区 山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第3

1 公示番号 共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	もずく漁業	〃

(2) 漁場の位置 男鹿市野石及び同市五里合地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ、ウ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と基点第2号から基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱

ア 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

イ 基点第3号から304度22分4,000メートルの点

基点第3号 男鹿市野石と同市五里合との境に設置した標柱

ウ 基点第4号から322度19分4,000メートルの点

基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中宇浜間口との境に設置した標柱

3 関係地区 男鹿市野石及び同市五里合

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第4

- 1 公示番号 共第4号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	えご漁業	〃
	あおさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃
あらめ漁業	〃	

(2) 漁場の位置 男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀地先

(3) 漁場の区域

次の基点第4号、ア、イ、ウ、エの各点を結んだ線、エ、オ及びカを結んだ線（最大高潮時海岸線の沖合1,500メートルの線）、並びにカと基点第7号を結んだ線の各線を順次に結んだ線から成る線と基点第4号から基点第7号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中字浜間口との境に設置した標柱

ア 基点第4号から322度19分4,000メートルの点

イ 基点第5号から18度21分2,000メートルの点

基点第5号 男鹿市北浦字湯の尻と同市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設置した標柱

ウ キの点から352度21分2,000メートルの点

エ キの点から270度00分1,500メートルの点

オ 基点第6号から247度21分1,500メートルの点

基点第6号 男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱

カ 基点第7号から224度31分1,500メートルの点

キ 男鹿市北浦入道崎灯台前に設置した標柱

基点第7号 男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱

3 関係地区 男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第5

1 公示番号 共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	えご漁業	〃
	あおさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃
	あらめ漁業	〃

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港及び同市脇本地先

(3) 漁場の区域

次の基点第7号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と基点第7号から基点第16号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第17号、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第11号の各点を順次結んだ線と基点第17号から基点第11号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第7号 男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱

ア 基点第7号から224度31分1,500メートルの点

イ 男鹿市船川港門前滝ヶ島に設置した標柱から242度21分1,500メートルの点

基点第8号 男鹿市船川港小浜潮瀬崎南端に設置した標柱

ウ 基点第8号から182度21分1,500メートルの点

エ 男鹿市船川港女川字鶴ノ崎に設置した標柱から172度21分1,300メートルの点

オ カの点から151度00分510メートルの点

カ キの点から114度00分650メートルの点

キ 基点第16号から172度21分117.5メートルの点

基点第16号 男鹿市船川港南平沢大畑台84番地に設置した標柱

基点第17号 男鹿市船川港金川87番地に設置した標柱

ク 基点第17号から128度51分900メートルの点

ケ クの点から219度44分1,269.3メートルの点

コ ケの点から120度00分1,500メートルの点

サ コの点から163度00分830メートルの点

シ サの点から191度00分975メートルの点

基点第10号 男鹿市船川港と同市脇本との境に設置した標柱

ス 基点第10号から155度59分4,000メートルの点

セ 基点第11号から201度21分4,000メートルの点

基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱

3 関係地区 男鹿市船川港及び同市脇本

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第6

1 公示番号 共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市地先

(3) 漁場の区域

次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と基点第11号から基点第19号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線とオからクに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第13号、ウ、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と基点第13号からシに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ウ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツの各点を順次に結んだ線、ツからテに至る水深13メートルの等深線、テ、ト、ナ、ニの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13号からニに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱

ア 基点第11号から201度21分4,000メートルの点

イ 基点第12号から219度21分4,000メートルの点

基点第12号 男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設置した標柱

ウ 基点第13号から262度25分4,000メートルの点

基点第13号 秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱

エ 基点第19号から270度28分4,000メートルの点

基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設置した標柱

オ 男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

カ オの点から221度00分600メートルの点

キ クの点から221度00分600メートルの点

ク 男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

ケ ウの点から325度00分4,200メートルの点

コ ケの点から122度00分3,160メートルの点

サ コの点から118度00分1,760メートルの点

シ サの点から80度00分1,955メートルの点

ス ウの点から171度00分1,300メートルの点

セ スの点から73度00分990メートルの点

ソ セの点から131度00分360メートルの点

タ 秋田港北防波堤先端（中間部）（以下「北防波堤先端（中間部）」という）から283度28分2,000メートルの点

チ 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,440メートルの点

ツ 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,150メートルの点

テ ヌの点から270度28分1,900メートルの点

ト ヌの点から270度28分728メートルの点

ナ トの点から169度30分2,690メートルの点

ニ ナの点から82度00分870メートルの点

ヌ 秋田港南防波堤基部から南へ海岸線に沿って500メートルの点

3 関係地区 男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第7

1 公示番号 共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	あおさ漁業	〃
いぎす漁業	〃	

(2) 漁場の位置 由利本荘市及びにかほ市地先

(3) 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第19号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線とキからチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設置した標柱

ア 基点第19号から270度28分4,000メートルの点

イ 由利本荘市岩城二古と同市松ヶ崎との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点

ウ 基点第18号から292度28分4,000メートルの点

基点第18号 由利本荘市とにかほ市との境に設置した標柱

エ にかほ市芹田と同市飛との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点

オ にかほ市金浦と同市象潟町との境に設置した標柱から297度28分4,000メートルの点

カ 基点第14号から291度30分4,000メートルの点

基点第14号 にかほ市と山形県との境に設置した標柱

キ クの点から76度00分213メートルの点

ク ケの点から98度20分122メートルの点

ケ タの点から15度30分470メートルの点

コ ケの点から283度00分303メートルの点

サ コの点から196度30分292メートルの点

シ サの点から286度30分108メートルの点

ス シの点から196度00分350メートルの点

セ スの点から106度30分188メートルの点

ソ 本荘港防波堤灯台から10度00分3メートルの点

タ ソの点から76度30分264メートルの点

チ 由利本荘市水林と同市西目町海士剥との境に設置した標柱から5度00分940メートルの点

3 関係地区 由利本荘市及びにかほ市

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第8

1 公示番号 共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 いか小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ますさし網漁業 ひらめ・かれいさし網漁業 きすさし網漁業 かにさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 底建網漁業 かにかご漁業	9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線とキからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設置した標柱

ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点

イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設置した標柱から220度31分4,000メートルの点

ウ 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設置した標柱から270度16分4,000メートルの点

エ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設置した標柱から270度16分4,000メートルの点

オ 能代市と山本郡三種町との境に設置した標柱から282度16分4,000メートルの点

カ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

キ 米代川河口左岸に設置した標柱

ク キの点から282度00分1,980メートルの点

ケ コの点から36度00分2,240メートルの点

コ サの点から102度00分1,300メートルの点

サ シの点から13度30分2,565メートルの点

シ スの点から282度00分4,260メートルの点

ス セの点から192度30分2,420メートルの点

セ キの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱

3 関係地区 山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第9

1 公示番号 共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで

	ます小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 こうなご小型定置漁業 たなご小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ひらめ・かれいさし網漁業 めばるさし網漁業 さよりさし網漁業 きすさし網漁業 かにさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 底建網漁業 かにかご漁業	1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と基点第2号から基点第7号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱

ア 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

イ 基点第3号から304度22分4,000メートルの点

基点第3号 男鹿市野石と同市五里合との境に設置した標柱

ウ 基点第4号から322度19分4,000メートルの点

基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中浜間口との境に設置した標柱

エ 基点第5号から18度21分2,000メートルの点

基点第5号 男鹿市北浦湯本と同市北浦西黒沢との境の大明神崎に設置した標柱

オ サの点から352度21分2,000メートルの点

カ サの点から270度00分2,000メートルの点

キ 基点定第8号から270度00分2,000メートルの点

基点定第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識

ク 基点第6号から247度21分2,000メートルの点

基点第6号 男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱

ケ 基点定第5号から270度00分2,000メートルの点

基点定第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

コ 基点第7号から224度31分2,000メートルの点

サ 男鹿市北浦入道崎灯台前に設置した標柱

基点第7号 男鹿市戸賀加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱

3 関係地区 男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀

4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日

5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

6 免許予定日 平成26年1月1日

第10

1 公示番号 共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業	9月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで

	ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ひらめ・かれいさし網漁業 きすさし網漁業 しらうおさし網漁業 かにさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 かにかご漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 3月1日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城地先

(3) 漁場の区域

次の基点第7号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と基点第7号から基点第13号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テの各点を順次に結んだ線とコからテに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ト、ナ、ニ及びヌの各点を順次に結んだ線とトからヌに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ケ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と基点第13号からヒに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第7号 男鹿市戸賀加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱

ア 基点第7号から224度31分2,000メートルの点

イ 男鹿市船川港門前竜ヶ島に設置した標柱から242度21分1,500メートルの点

ウ 基点第8号から182度21分1,800メートルの点

基点第8号 男鹿市船川港小浜塩瀬崎南端に設置した標柱

エ 基点第9号から172度21分3,500メートルの点

基点第9号 男鹿市船川港南平沢と同市船川港芦沢との境に設置した標柱

オ スの点から251度29分12秒900メートルの点

カ 基点第10号から155度59分4,000メートルの点

基点第10号 男鹿市船川港と同市脇本との境に設置した標柱

キ 基点第11号から201度21分4,000メートルの点

基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱

ク 基点第12号から219度21分4,000メートルの点

基点第12号 男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設置した標柱

ケ 基点第13号から262度25分4,000メートルの点

コ 男鹿市船川港南平沢字大畑台84番地に設置した点

サ シの点から294度00分650メートルの点

シ スの点から331度00分510メートルの点

ス セの点から251度29分12秒1,507.81メートルの点

セ ソの点から191度00分975メートルの点

ソ タの点から163度00分830メートルの点

タ チの点から120度00分1,500メートルの点

チ ツの点から219度44分1,269.30メートルの点

ツ テの点から128度51分900メートルの点

テ 男鹿市船川港金川87番地に設置した標柱

ト 男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

ナ トの点から221度00分600メートルの点

ニ ヌの点から221度00分600メートルの点

ヌ 男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

ネ ケの点から325度00分4,200メートルの点

ノ ネの点から122度00分3,160メートルの点

ハ ノの点から118度00分1,760メートルの点

ヒ ハの点から80度00分1,955メートルの点

基点第13号 秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱

- 3 関係地区 男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城
- 4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日
- 5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
- 6 免許予定日 平成26年1月1日

第11

- 1 公示番号 共第11号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 たなご小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ますさし網漁業 ひらめ・かれいさし網漁業 めばるさし網漁業 きすさし網漁業 かにさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 底建網漁業 かにかご漁業	9月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市地先

(3) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第13号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第13号、ア、ク、ケ、コ、サ、シ、スの各点を順次に結んだ線、スからセに至る水深13メートルの等深線、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13号からチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びテ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、への各点を順次に結んだ線とテからへに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱

ア 基点第13号から262度25分4,000メートルの点

イ 基点第19号から270度28分4,000メートルの点

基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設置した標柱

ウ 由利本荘市岩城二古と同市松ヶ崎との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点

エ 基点第18号から292度28分4,000メートルの点

基点第18号 由利本荘市とにかほ市との境に設置した標柱

オ にかほ市芹田と同市飛との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点

カ にかほ市金浦と同市象潟町との境に設置した標柱から297度28分4,000メートルの点

キ 基点第14号から291度30分4,000メートルの点

ク アの点から171度00分1,300メートルの点

ケ クの点から73度00分990メートルの点

コ ケの点から131度00分360メートルの点

サ 秋田港北防波堤先端（中間部）（以下「北防波堤先端（中間部）」という。）から283度28分2,000メートルの点

シ 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,440メートルの点

- ス 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,150メートルの点
- セ ツの点から270度28分1,900メートルの点
- ソ ツの点から270度28分728メートルの点
- タ ソの点から169度30分2,690メートルの点
- チ タの点から82度00分870メートルの点
- ツ 秋田港南防波堤基部から南へ海岸線に沿って500メートルの点
- テ トの点から76度00分213メートルの点
- ト ナの点から98度20分122メートルの点
- ナ フの点から15度30分470メートルの点
- ニ ナの点から283度00分303メートルの点
- ヌ ニの点から196度30分292メートルの点
- ネ ヌの点から286度30分108メートルの点
- ノ ネの点から196度00分350メートルの点
- ハ ノの点から106度30分188メートルの点
- ヒ 本荘港防波堤灯台から10度00分3メートルの点
- フ ヒの点から76度30分264メートルの点
- へ 由利本荘市水林と同市西目町海士剥との境に設置した標柱から5度00分940メートルの点
基点第14号 にかほ市と山形県との境に設置した標柱
- 3 関係地区 秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市
- 4 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日
- 5 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
- 6 免許予定日 平成26年1月1日

第12

- 1 公示番号 区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市船川港南平沢地先
- (3) 漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 男鹿市船川港石油備蓄基地防波堤西端灯台（船川港防波堤灯台から223度1,920メートル）前に設置した標柱（以下「基点区第8号」という。）から152度390メートルの点
イ 基点区第8号から148度690メートルの点
ウ 基点区第8号から171度770メートルの点
エ 基点区第8号から187度520メートルの点
- 3 地元地区 男鹿市船川港南平沢
- 4 制限又は条件
(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
- 5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日
- 6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
- 7 免許予定日 平成26年1月1日

第13

- 1 公示番号 区第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港増川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港女川鶴ノ崎に設置した標柱（以下「基点区第9号」という。）から97度00分1,640メートルの点

イ 基点区第9号から95度45分1,930メートルの点

ウ 基点区第9号から109度30分2,040メートルの点

エ 基点区第9号から113度00分1,770メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港増川

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第14

1 公示番号 区第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港女川地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港女川鶴ノ崎に設置した標柱（以下「基点区第9号」という。）から98度00分1,400メートルの点

イ 基点区第9号から106度00分1,575メートルの点

ウ 基点区第9号から145度30分1,150メートルの点

エ 基点区第9号から143度30分880メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港女川

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第15

1 公示番号 区第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先(鶴ノ崎沖)

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港船川灯台(鶴ノ崎)(以下「基点区第15号」という。)から249度00分1,140メートルの点

イ 基点区第15号から215度00分960メートルの点

ウ 基点区第15号から214度25分1,280メートルの点

エ 基点区第15号から239度25分1,420メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港台島

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第16

1 公示番号 区第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港台島宇不動前、不動橋東端上流に設置した標柱(以下「基点区第10号」という。)から159度30分450メートルの点

イ 基点区第10号から147度00分1,000メートルの点

ウ 基点区第10号から167度00分1,240メートルの点

エ 基点区第10号から186度00分800メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港台島

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第17

1 公示番号 区第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港椿地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港椿、椿漁港第1防波堤灯台前に設置した標柱（以下「基点区第11号」という。）から158度00分530メートルの点

イ 基点区第11号から141度30分560メートルの点

ウ 基点区第11号から146度30分750メートルの点

エ 基点区第11号から136度00分800メートルの点

オ 基点区第11号から142度00分1,090メートルの点

カ 基点区第11号から157度00分1,260メートルの点

キ 基点区第11号から163度00分1,300メートルの点

ク 基点区第11号から158度00分750メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港椿

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第18

1 公示番号 区第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港双六地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港椿、椿港埋立護岸に設置した標柱（以下「基点区第12号」という。）から214度00分450メートルの点

イ 基点区第12号から172度00分370メートルの点

ウ 基点区第12号から177度00分660メートルの点

エ 基点区第12号から201度00分720メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港双六

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第19

1 公示番号 区第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 男鹿市船川港双六及び小浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港双六打越167番地に設置した標注（以下「基点区第13号」という。）から238度30分870メートルの点

イ 基点区第13号から172度00分350メートルの点

ウ 基点区第13号から172度00分850メートルの点

エ 基点区第13号から217度00分1,140メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港双六及び小浜

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第20

1 公示番号 区第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港本山門前地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港本山門前阿治ヶ島に設置した標注（以下「基点区第14号」という。）から162度42分1,669メートルの点

イ 基点区第14号から169度54分1,681メートルの点

ウ 基点区第14号から181度00分650メートルの点

エ 基点区第14号から162度42分600メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港本山門前

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

- 5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日
- 6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
- 7 免許予定日 平成26年1月1日

第21

- 1 公示番号 区第10号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港比詰及び脇本脇本地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市船川港と同市脇本との境に設置した標柱（以下「基点区第19号」という。）から155度40分1,500メートルの点

イ 基点区第19号から132度28分2,000メートルの点

ウ 基点区第19号から140度28分2,460メートルの点

エ 基点区第19号から165度36分53秒1,910メートルの点

オ 基点区第19号から168度29分11秒1,518メートルの点

カ 基点区第19号から155度40分1,650メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港南平沢、船川、金川、比詰及び同市脇本

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ及びカの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

- 5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日
- 6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
- 7 免許予定日 平成26年1月1日

第22

- 1 公示番号 区第11号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ・貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市戸賀浜塩谷南側斜路の南端に設置した標注（以下「基点区第20号」という。）から265度22分310メートルの点

イ 基点区第20号から222度52分450メートルの点

ウ 基点区第20号から231度14分510メートルの点

エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点

オ 基点区第20号から236度11分850メートルの点

カ 基点区第20号から244度57分1,020メートルの点

キ 基点区第20号から265度22分1,020メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第23

1 公示番号 区第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	貝類・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市戸賀浜塩谷南側斜路の南端に設置した標柱（以下「基点区第20号」という。）から231度14分510メートルの点

イ 基点区第20号から216度44分650メートルの点

ウ 基点区第20号から236度11分850メートルの点

エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第24

1 公示番号 区第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置 潟上市天王地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 潟上市天王江川浜山に設置した標柱（以下「基点区第3号」という。）から230度00分2,800メートルの点

イ アから140度00分2,000メートルの点

ウ イから230度00分1,000メートルの点

エ ウから320度00分2,000メートルの点

3 地元地区 潟上市天王

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した

方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第25

1 公示番号 区第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 山本郡八峰町八森地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設置した標柱(以下「基点区第21号」という。)から161度49分45秒731メートルの点

イ 基点区第21号から154度35分51秒956メートルの点

ウ 基点区第21号から172度41分57秒1,137メートルの点

エ 基点区第21号から180度51分21秒873メートルの点

3 地元地区 山本郡八峰町八森

4 制限又は条件

(1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

(2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

(3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第26

1 公示番号 区第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦西黒沢地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 男鹿市北浦字湯の尻と同市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設置した標柱(以下「基点区第22号」という。)から305度33分44秒1,468メートルの点

イ 基点区第22号から299度15分20秒1,193メートルの点

ウ 基点区第22号から288度15分18秒1,269メートルの点

エ 基点区第22号から295度45分28秒1,520メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦西黒沢

4 制限又は条件

- (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
- (2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
- (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
- 5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日
- 6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
- 7 免許予定日 平成26年1月1日

第27

- 1 公示番号 区第16号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで

- (2) 漁場の位置 由利本荘市岩城内道川地先
- (3) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 由利本荘市岩城二古字川尻に設置した標柱（以下「基点区第16号」という。）から287度49分45秒3,810メートルの点
 - イ 基点区第16号から282度50分52秒3,658メートルの点
 - ウ 基点区第16号から283度49分38秒3,966メートルの点
 - エ 基点区第16号から286度29分40秒4,017メートルの点
- 3 地元地区 由利本荘市岩城
- 4 制限又は条件
 - (1) 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。
 - (2) 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
 - (3) 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。
 - 5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日
 - 6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで
 - 7 免許予定日 平成26年1月1日

第28

- 1 公示番号 定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先
- (3) 漁場の区域
 - 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - この場合において基点定第2号及び補助点第2号については、次のとおりとする。
 - 基点定第2号 男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識
 - 補助点第2号 男鹿市船川港樺漁港西防波堤堤頭部上の標識
 - ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として329度19分58秒964メートルの点
 - イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として298度20分58秒1,401メートルの点
 - ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第29

1 公示番号 定第2号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第2号及び補助点第2号については、次のとおりとする。

基点定第2号 男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識

補助点第2号 男鹿市船川港椿漁港西防波堤堤頭部上の標識

ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として323度23分48秒2,896メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として341度24分48秒2,668メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第30

1 公示番号 定第3号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、たら定置漁業	11月16日から翌年4月14日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第2号及び補助点第2号については、次のとおりとする。

基点定第2号 男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識

補助点第2号 男鹿市船川港椿漁港西防波堤堤頭部上の標識

ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として313度19分53秒1,974メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として299度58分08秒2,216メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として308度18分02秒2,639メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として319度52分37秒2,476メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月16日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第31

1 公示番号 定第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、たら定置漁業	11月16日から翌年4月14日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第2号及び補助点第2号については、次のとおりとする。

基点定第2号 男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識

補助点第2号 男鹿市船川港椿漁港西防波堤堤頭部上の標識

ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として319度52分37秒2,476メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として308度18分02秒2,639メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として312度32分54秒3,087メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として323度23分31秒2,888メートルの点

3 地元地区 男鹿市船川港

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月16日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第32

1 公示番号 定第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第4号及び補助点第4号については、次のとおりとする。

基点定第4号 男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第2防波堤堤頭部上の標識

補助点第4号 男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第1防波堤堤幹部上の標識

ア 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として254度32分05秒1,274メートルの点

- イ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として250度39分16秒1,596メートルの点
- ウ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として265度52分32秒1,935メートルの点
- エ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として279度09分41秒1,492メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第33

1 公示番号 定第6号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第4号及び補助点第4号については、次のとおりとする。

基点定第4号 男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第2防波堤堤頭部上の標識

補助点第4号 男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第1防波堤堤幹部上の標識

ア 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として262度17分57秒645メートルの点

イ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として253度56分21秒839メートルの点

ウ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として269度18分23秒1,121メートルの点

エ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として282度53分48秒948メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第34

1 公示番号 定第7号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第5号及び補助点第5号については、次のとおりとする。

基点定第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

補助点第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

- ア 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として166度48分45秒262メートルの点
- イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として108度26分06秒178メートルの点
- ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として117度20分27秒775メートルの点
- エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として152度07分33秒841メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第35

1 公示番号 定第8号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第5号及び補助点第5号については、次のとおりとする。

基点定第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

補助点第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

ア 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として186度41分01秒1,288メートルの点

イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として181度37分11秒1,089メートルの点

ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として160度32分07秒1,327メートルの点

エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として172度52分57秒1,645メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第36

1 公示番号 定第9号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市戸賀塩浜地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第6号及び補助点第6号については、次のとおりとする。

基点定第6号 男鹿市戸賀塩浜字金沢かねがさき橋上の標識

補助点第6号 男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢験潮場通路上の標識

- ア 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として291度38分12秒635メートルの点
- イ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として298度10分33秒1,139メートルの点
- ウ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として319度34分22秒1,105メートルの点
- エ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として305度43分24秒621メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第37

1 公示番号 定第10号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第7号及び補助点第7号については、次のとおりとする。

基点定第7号 男鹿市戸賀戸賀字延田の標識

補助点第7号 男鹿市戸賀戸賀字延田一般道上の標識

- ア 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として309度24分13秒426メートルの点
- イ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として256度54分55秒331メートルの点
- ウ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として253度31分11秒1,217メートルの点
- エ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として287度25分36秒1,107メートルの点

3 地元地区 男鹿市戸賀

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第38

1 公示番号 定第11号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第8号及び補助点第8号については、次のとおりとする。

基点定第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識

補助点第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点上の標識

ア 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として299度21分31秒434メートルの点

イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として251度37分35秒451メートルの点

ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点

エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第39

1 公示番号 定第12号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第8号及び補助点第8号については、次のとおりとする。

基点定第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識

補助点第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点上の標識

ア 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点

イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点

ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として262度13分51秒1,352メートルの点

エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度09分27秒1,354メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第40

1 公示番号 定第13号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月20日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第9号及び補助点第9号については、次のとおりとする。

基点定第9号 男鹿市北浦入道崎字昆布浦の標識

補助点第9号 男鹿市北浦入道崎字昆布浦石碑前の標識

ア 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として138度18分59秒1,009メートルの点

イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として126度13分43秒832メートルの点

ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として104度40分54秒1,498メートルの点

エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として120度07分17秒1,676メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から12月31日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第41

1 公示番号 定第14号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第9号及び補助点第9号については、次のとおりとする。

基点定第9号 男鹿市北浦入道崎字昆布浦の標識

補助点第9号 男鹿市北浦入道崎字昆布浦石碑前の標識

ア 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として111度07分10秒1,984メートルの点

イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として98度37分13秒1,893メートルの点

ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として94度03分19秒2,605メートルの点

エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として105度57分13秒2,834メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

- (1) 沖手網を使用してはならない。
- (2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。
- (3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第42

1 公示番号 定第15号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 男鹿市北浦北浦地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第10号及び補助点第10号については、次のとおりとする。

基点定第10号 男鹿市北浦北浦字北浦北浦漁港第7防波堤堤頭部上の標識

補助点第10号 男鹿市北浦北浦字栄町北浦漁港第1防波堤堤頭部上の標識

ア 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として220度01分10秒3, 356メートルの点

イ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として208度20分11秒3, 535メートルの点

ウ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として213度13分19秒4, 317メートルの点

エ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として224度00分05秒4, 189メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第43

1 公示番号 定第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市北浦北浦地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第10号及び補助点第10号については、次のとおりとする。

基点定第10号 男鹿市北浦北浦字北浦北浦漁港第7防波堤堤頭部上の標識

補助点第10号 男鹿市北浦北浦字栄町北浦漁港第1防波堤堤頭部上の標識

ア 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として224度00分05秒4, 189メートルの点

イ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として213度13分19秒4, 317メートルの点

ウ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として216度55分01秒5, 233メートルの点

エ 基点定第10号から補助点第10号を見通した線を基準として226度42分08秒5, 127メートルの点

3 地元地区 男鹿市北浦

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日

第44

1 公示番号 定第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 男鹿市五里合中石地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第11号及び補助点第11号については、次のとおりとする。

基点定第11号 男鹿市五里合中石字北浜野護岸上の標識

補助点第11号 男鹿市五里合神谷字長者森五里合漁港第3防波堤堤頭部上の標識

ア 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として96度02分16秒4,038メートルの点

イ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度56分41秒3,970メートルの点

ウ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度28分31秒4,469メートルの点

エ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として94度47分58秒4,529メートルの点

3 地元地区 男鹿市五里合

4 制限又は条件

(1) 沖手網を使用してはならない。

(2) さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

(3) はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

5 存続期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日

6 申請期間 平成25年9月2日から同年11月1日まで

7 免許予定日 平成26年1月1日